

一般社団法人日本工業用水協会常勤役員報酬規則

この規則は、一般社団法人日本工業用水協会（以下「協会」という。）定款第27条に基づき、常勤役員の報酬及び費用に関し必要な事項を次のとおり定める。

第1条 常勤役員の年俸は、表 - 1 の年俸額を上限として総会の決議を経て定める。

表 - 1

区分	年俸上限額（万円）
常勤役員（専務理事）	1,000

注：年俸上限額は、月額給与×12月+年間期末手当をいう。

第2条 会長は、前条の年俸上限額の範囲内で、別に定める常勤役員報酬細則に基づき常勤役員の報酬を決定し、理事会の承認を得て定める。

第3条 常勤役員に、通勤手当、職務の遂行に伴い発生する交通費又は協会旅費規則による旅費を支給する。

第4条 報酬、通勤手当等の支給の時期、支給方法は、本協会給与規則に準じる。

2 月の途中で常勤役員に就任したとき、又は月の途中で常勤役員を退任等したときは、報酬の支給は日割り計算で行うものとする。

第5条 常勤役員に、退職手当を支給することができる。

2 会長は、協会役員退職手当規則に基づき支給額を決定し、理事会の承認を得て支給する。

3 退職手当の支払は、原則として退職後2ヶ月以内に支払うものとする。

第6条 この規則に定めのない事項については、総会において決定する。

第7条 この規則の改廃は、総会の決議を得て行うものとする。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日より実施する。

附 則

この規則は、一般社団法人の設立の登記の日から実施する。

一般社団法人日本工業用水協会常勤役員報酬細則

一般社団法人日本工業用水協会（以下「協会」という。）常勤役員報酬規則（平成25年4月1日）に基づき、協会常勤役員報酬細則を次のとおり定める。

常勤役員の報酬は、次のとおりとする。

1. 報酬は、俸給、地域手当、特別調整額及び期末手当とする。
2. 俸給月額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）別表第1行政職俸給表(一)に定める9級1号俸相当額とする。ただし、協会職員が退職後、常勤役員に就任する場合は、9級1号俸の85%相当額とする。
3. 上記1.の諸手当は、給与法及び同法に基づく人事院規則の規定に準じて支給する。ただし、特別調整額は、俸給月額の100分の25とする。

附則（平成18年6月20日 正副会長会議）

この細則は、平成18年1月1日から実施する

この改正規則は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、一般社団法人の設立の登記の日から実施する。

一般社団法人日本工業用水協会役員退職手当規則

常勤役員の退職給与については、在職期間 1 年につき、俸給月額額の 100 分の 150 の範囲内において、在職中の業績、類似団体等の状況、協会の財政状況等を考慮して、会長が支給額を決定し理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日より実施する。

附 則（平成 22 年 5 月 6 日）

この変更規定は、平成 22 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

この細則は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。